

公法 NO. 13-71

法律

法人所得税法の制定ならびにその他の目的のために、新編第 3 章を加えることより、修正ミクロネシア連邦法典、第 54 編を再修正する。

本法律は、ミクロネシア連邦議会により制定された。

第 1 条 本法律により、修正ミクロネシア連邦法典、第 54 編は、新編第 3 章、表題「FSM (ミクロネシア連邦) の法人に対する所得税制」を追加して再修正された。

第 2 条 本法律により、修正ミクロネシア連邦法典、第 54 編を、第 3 章の新編第 311 条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

「第 311 条 略称。本章は、2004 年法人税法 (Corporate Income Tax Act of 2004) 」として言及される。

第 3 条 本法律により、修正ミクロネシア連邦法典、第 54 編を、第 3 章の新編第 312 条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

「第 312 条 定義。

(1) 本章の目的における「管理グループ」とは、会社および会社が 80%以上を所有する子会社、直接、間接を問わず、その会社の 80%以上を所有しているその親会社、ならびにかかる親会社が 80%以上を所有する子会社を意味する。

(2) 「大会社」とは、とくに本章の第 313 条により課税を免除されていない会社で、本章に基づき課税される企業を意味する。

CBL 13-146

(3) 「長官」とは、Department of Finance and Administration (財務行政省) の長官を意味する。

(4) 「課税年度」とは、本章の第 314 条において長官に報告されている大会社の会計年度を意味する。」

第 4 条 本法律により、修正ミクロネシア連邦法典、第 54 編を、第 3 章の新編第 313 条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

「第 313 条 本章の適用範囲。本章に基づく課税は、以下を除き、ミクロネシア連邦で設立されたすべての企業に適用される。

(1) 会計年度の開始時点における、会社の自己資本または払込資本金が、\$1,000,000 未満のもの、または、

- (2) 会社の管理グループの自己資本もしくは払込資本金が、\$10,000,000 未満のもの、または、
- (3) 当該期間が、29 F.S.M.C. §102(1)に規定される銀行と同様にミクロネシア連邦で、主に業務を行っている会社、または、
- (4) 2005年1月1日以前に、ミクロネシア連邦法に基づき設立された会社。」

第5条 本法律により、修正ミクロネシア連邦法典、第54編を、第3章の新編第314条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

「第314条 報告書の提出。 大会社は、長官に第一次報告書を提出するものとする。

本報告書には、かかる大会社の正式な代表者が署名を行い、以下の事項を記載するものとする。

- (1) 当該大会社の正式な名称。
- (2) 当該大会社の納税者番号または該当する場合、その他識別番号。
- (3) 当該大会社の郵送先住所と事業所の住所。
- (4) 当該大会社の正式な代表者の氏名、住所、電話番号とFAX番号。
- (5) 当該大会社の主たる業務の内容、および、
- (6) 当該大会社の会計年度の最終日。

本報告書は、大会社が本章に準ずることとなる日から60日以内に、当該大会社が提出するものとする。」

第6条 本法律により、修正ミクロネシア連邦法典、第54編を、第3章の新編第315条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

「第315条 本章の継続的適用範囲。 本章に基づく課税の対象である大会社は、当該課税年度のいずれかの日において、その会社が、第313条に規定の基準を満たす当該納税年度の最終日に至るまで、本章に基づき引き続き課税される。」

第7条 本法律により、修正ミクロネシア連邦法典、第54編を、第3章の新編第321条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

「第321条 課税。 25.5%の税率は、本法律により、すべての大会社の課税所得に関して、各課税年度に課される。」

第8条 本法律により、修正ミクロネシア連邦法典、第54編を、第3章の新編第322条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

「第322条 課税所得の確定。

大会社の課税所得は、大会社の主要株主一会社の場合はその会社の所在地において、または個人の場合はその国における主たる住所において、正式に採用されている一般会計原則（以下「GAAP」と称す）に基づき決定された課税年度において得た、所得税控除前のその会社の所得に相当する。

第9条 本法律により、修正ミクロネシア連邦法典、第54編を、第3章の新編第323条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

「第323条 総所得に対する課税の免除。

ミクロネシア連邦で事業を営んでいない、または本章の第360条に基づきミクロネシア連邦で営んでいる事業でない大会社、ならびに、本章の第321条に基づき免税されている大会社は、第4節、第1章、表題54（各課税年度に対し、本章の第321条に基づき、大企業が支払った総所得に対する課税）の要件を免除される。」

第 10 条 本法律により、修正ミクロネシア連邦法典、第 54 編を、第 3 章の新編第 331 条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

第 331 条 外国税額の支払いに対する還付不能の税額控除。

大会社の場合、外国の課税年度中における課税所得に関して支払われた、または発生した所得税は、第 321 条による課税額に対する税額控除が認められる。
大会社が配当を受けた場合、税額控除は、大会社が、外国の配当にかかわり支払ったことを証明できる、所得税である適切な額に関して、第 321 条による課税額に対して認められる。
いかなる大会社も、課税年度において、本章の第 321 条の条項に基づき、当該課税年度に対する課税額を、総額で超える税額控除を、課税年度において受ける権利を与えられることはない。
いかなる外国の税額控除も、税の過払いに対する還付、または税額控除を行うことを認められない。ただし、本条項の事由により、税額控除されない外国税の合計額は、次年度の同様な制限に基づき完全に利用されるまでは、各次年度に対する税額控除される外国税として繰り越すことができる。」

第 11 条 本法律により、修正ミクロネシア連邦法典、第 54 編を、第 3 章の新編第 332 条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

「第 332 条 税の過払いに対する間不可能な税額控除。

第 321 条による課税に関して大会社が過払いをした場合、当該過払い額は、大会社に還付されるか、またはミクロネシア連邦に対して大会社が支払うべき納税義務に充当される。」

第 12 条 本法律により、修正ミクロネシア連邦法典、第 54 編を、第 3 章の新編第 341 条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

「第 341 条 会計年度の変更。 大会社は、その選択により、その会計年度を変更できる。ただし、かかる変更は、長官の事前の書面による同意なく、60 ヶ月間の間に 2 回以上行うことはできない。」

第 13 条 本法律により、修正ミクロネシア連邦法典、第 54 編を、第 3 章の新編第 342 条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

「第 342 条 会計方式。 大会社の課税所得は、大会社がその所得を正式に計算する会計方式に基づき計算する。GAAP が許可する範囲まで、大会社は、以下のいずれかの会計方式に基づき、その課税所得を計算できる。

- (1) 現金収支方式。
- (2) 発生主義。
- (3) 上記方式の任意の組み合わせ、または大会社が選択した他の方式。GAAP が許可する範囲まで、上記方式の 1 つを使用する大会社は、その選択により、上記方式の内の他の 1 つに変更できる。ただし、かかる変更は、長官の事前の書面による同意なく、60 ヶ月間の間に 2 回以上行うことはできない。」

第 14 条 本法律により、修正ミクロネシア連邦法典、第 54 編を、第 3 章の新編第 351 条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

「第 351 条 年間所得の申告。

すべての大会社は、長官が承認した書式により、年間の所得税申告書を作成し、これを長官に提出する。年間の所得税申告書には、大会社の正式な代表者が署名する。
本書式は、大会社の課税年度の最終日から 6 ヶ月目の最終日まで、長官が受理する書式の当該大会社の監査済み財務諸表のコピーとともに、長官に提出する。」

第 15 条 本法律により、修正マイクロネシア連邦法典、第 54 編を、第 3 章の新編第 352 条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

「第 352 条 納税額の支払い。

大会社の課税年度最終日から 30 日以内に、大会社は、当該年度のその推定納税額（以下「推定額」と称す）を納付する。
大会社の年間の所得税申告書に記載される追徴納税額は、大会社の課税年度最終日から 6 ヶ月目の最終営業日まで納付する。
年間の所得税申告書に記載の追徴納税額が、推定支払い税額の 10%を超える場合、大会社は、推定税額を納付すべき日から追徴税を納付する日まで、1 ヶ月あたり 1%の三分の二の割合で、または、一月の割合で、追徴納税に対し、月に複利で、前納ではなく、利子を払うものとする。」

第 16 条 本法律により、修正マイクロネシア連邦法典、第 54 編を、第 3 章の新編第 360 条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

「第 360 条 マイクロネシア連邦における事業の運営または事業の経営。

事業、株式、債券、年金、短期債権、提携グループもしくはトラストグループを含み、これらに限定されない、マイクロネシア連邦 (FSM) 外にある資産もしくは財産を所有し、売買し、譲渡し、または他の取引を行うのみのために、マイクロネシア連邦で設立された会社は、本章の第 323 条もしくは第 2 章の表題 32（マイクロネシア連邦法典の外国投資法 (Foreign-Investment Act)）の目的のために、マイクロネシア連邦において事業を運営してない、またはマイクロネシア連邦で業務を行っている事業ではない。」

第 17 条 本法律により、修正マイクロネシア連邦法典、第 54 編を、第 3 章の新編第 370 条を加えて再修正し、以下のように読むこととする。

「第 370 条 本表題の第 1 章の第 114 条と 115 条および 151 条から 157 条は、本章に追加される。」

第 18 条 本法律は、マイクロネシア連邦大統領の承認により成立し、または当該承認なしに成立する。

優先事項のため PL 13-71 に指定

_____, 2004

Joseph J. Urusemal
大統領
マイクロネシア連邦

第 14 回ミクロネシア連邦議会
2007 年 第 6 回通常議会

議会议案第 14-252
公法 No.14-110

法律

払込資本金に関連する第 312 条、2004 年法人所得税法における FSM（ミクロネシア連邦）の法人に対する所得税制の適用性に関するセクション第 313 条、年間純益に関する第 351 条を再修正することにより、および他の目的のために、修正ミクロネシア連邦法典第 54 編を再修正する。

本法律は、ミクロネシア連邦議会により制定された。

第 1 条 本公法 No. 13-71 により成立した、ミクロネシア連邦法典第 54 編第 312 条は、本法律により再修正され、以下のように読むこととする。

「第 312 条 定義。

- (1) 本章の目的における「管理グループ」とは、会社および会社が 80%以上を所有する子会社、直接、間接を問わず、その会社の 80%以上を所有しているその親会社、ならびにかかる親会社が 80%以上を所有する子会社を意味する。
- (2) 「大会社」とは、とくに本章の第 313 条により課税を免除されていない会社で、本章に基づき課税される企業を意味する。
- (3) 「長官」とは、Department of Finance and Administration（財務行政省）の長官を意味する。
- (4) 「課税年度」とは、本章の第 314 条において長官に報告されている大会社の会計年度を意味する。」
- (5) 本章の目的における「払込資本金」とは、株の発行のために会社に提供される対価の総額を意味する。」

第2条 本公法 No. 13-71 により成立した、ミクロネシア連邦法典第 54 編第 313 条は、本法律により再修正され、以下のように読むこととする。

「第 313 条 本章の適用範囲 本章に基づく課税は、以下の場合、ミクロネシア連邦で設立されたすべての企業に適用される。

- (1) 会計年度の開始時点における、会社の株主込資本金が、\$1,000,000 未満のもの、または、
- (2) 会社の管理グループの株主込資本金が、\$10,000,000 未満のもの、または、
- (3) 本章のサブセクション(1)にかかわらず、本チャピターに基づく課税は、以下の場合、ミクロネシア連邦で設立された企業に適用されない。
- (4) 当該期間が、29 F.S.M.C. §102(1)に規定される銀行として、ミクロネシア連邦で、主に業務を行っている会社、または、
- (5) 2005 年 1 月 1 日以前に、ミクロネシア連邦法に基づき設立された会社。」

第3条 本公法 No. 13-71 により成立した、ミクロネシア連邦法典第 54 編第 351 条は、本法律により再修正され、以下のように読むこととする。

「第 351 条 年間所得の申告 すべての大会社は、長官が承認した書式により、年間の所得税申告書を作成し、これを長官に提出する。年間の所得税申告書には、大会社の正式な代表者が署名する。

本書式は、大会社の課税年度の最終日から 6 ヶ月目の最終日までに、長官が受理する書式の当該大会社の財務諸表のコピーとともに、長官に提出する。」

大会社は、その大会社の 50%以上を所有するいかなる会社の最近の監査済み財務諸表を提出しなければならない。大会社の個人所有者もしくは大会社の 50%以下を所有する会社から、監査済み財務諸表を要求されることはない。

第4条 本法律は、ミクロネシア連邦大統領の承認により成立し、または当該承認なしに成立する。

2007年4月30日

Joseph J. Urusemal
大統領
ミクロネシア連邦